

## 別記1

### 福島空港うつくしま・ちゅらしまラジオ広報事業

#### 業務委託仕様書

#### 1 目的

この仕様書は、「福島県」（以下「甲」という。）が「」（以下「乙」という。）に委託する、福島空港うつくしま・ちゅらしまラジオ広報事業を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 委託の目的

福島県及び沖縄県においてラジオ広報を行うことにより、福島空港利用による両県の交流促進を図る。

#### 3 委託業務の内容

以下の条件により、県内及び沖縄県内ラジオ番組等における福島空港の利用促進につながるPR等を乙が行うこと。

##### (1) 県内ラジオ広報事業

ア 福島県及び沖縄県の事情に精通したパーソナリティを活用し、毎月2回以上、1回5分以上放送すること。

ただし、委託契約締結後の番組放送の準備期間が十分に取れないため放送を実施できないと認められる場合（例えば4月第1週目）等は、この限りではない。

その場合には、次回以降の放送時間を増やすなど、放送できなかった分について出来る限り考慮し、番組放送を実施すること。

イ 番組内容は、伊丹空港乗り継ぎによる福島空港のフライトやアクセス、助成制度を始めとする基本情報のほか、沖縄県の魅力的な観光情報やチャーター便等の旅行商品を紹介する等、利用者の増加につながる情報をインパクトのある形で継続してPRすること。

##### (2) 沖縄県内ラジオ広報事業

ア 毎月1回以上、1回5分以上放送すること。

ただし、委託契約締結後の番組放送の準備期間が十分に取れないため放送を実施できないと認められる場合（例えば4月第1週目）等は、この限りではない。

その場合には、次回以降の放送時間を増やすなど、放送できなかった分について出来る限り考慮し、番組放送を実施すること。

イ 番組内容は、伊丹空港乗り継ぎによる福島空港のフライトやアクセス、

助成制度を始めとする基本情報のほか、福島県の魅力的な観光情報やチャーター便等の旅行商品を紹介する等、利用者の増加につながる情報をインパクトのある形で継続してPRすること。

(3) その他

ア 番組の中で、リスナーに向けた応募型プレゼントキャンペーン等を1回以上行い、番組に関する感想・要望等のアンケートを実施するなど番組の放送内容についてリスナーの意向調査等を行い、甲へ報告すること。

イ 上記(1)及び(2)以外で、イベントでのPRや他媒体(新聞、雑誌、インターネット(SNS等を含む))等を活用した福島空港の利用促進に効果的な広報を企画のうえ実施すること。

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 4 提出書類

乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届(別記第1号様式)
- (2) 業務完了届(別記第2号様式)
- (3) 実績報告書
- (4) 事業に係る制作物一式
- (5) その他甲が必要と認める書類

### 5 業務上の留意事項

- (1) 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (2) 乙は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲に連絡し、指示を受けるものとする。
- (3) 受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、甲又は乙が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続については乙が代行するものとする。

(別記第1号様式)

## 着 手 届

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

下記のとおり事業に着手したので届け出ます。

- 1 委託業務名 福島空港うつくしま・ちゅらしまラジオ広報事業
- 2 着 手 日 令和 年 月 日

(別記第2号様式)

# 業 務 完 了 届

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

下記のとおり業務を完了したので、届け出ます。

- 1 委託業務名 福島空港うつくしま・ちゅらしまラジオ広報事業
- 2 完了日 令和 年 月 日
- 3 成果品 事業報告書 1部

## 別記 2

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。  
(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。  
(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。  
(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。  
(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。  
(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。  
(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。